

※1年次は、4月～5月にかけて外出禁止期間が設けられています。火曜日は弁当持参でお願いします。

1. 欠席、欠課、遅刻について

- ①毎日登校して、遅刻や欠課をしないように授業・SHR・清掃活動に参加すること。
- ②欠席、早退をする時は、事前にホームルーム担任か学校に連絡すること。

2. 基本的マナーについて

- ①授業中は帽子を取る、ガムをかまない、おしゃべりはしないなど、周りに迷惑をかけないようにすること。
- ②校内で気持ちよく学校生活が過ごせるよう、ゴミや空き缶等のポイ捨てはせず、分別収集に協力すること。
- ③学校周辺にてアパートや駐車場に無断で入ったり、喫煙や弁当等のゴミを捨てないこと。
- ④午前部の生徒は、16時30分には完全下校をすること。

3. 携帯電話・スマートフォンの使用について

- ①授業中や全体集会などにおいて、携帯電話・スマートフォンの電源を切ること。
- ②携帯電話等・スマートフォンを使つての「ネット上のいじめ」「出会い系サイト」「性的・暴力的サイト」を利用しないこと。
- ③フィルタリングサービス等の設定をすること。
- ④携帯電話・スマートフォンの利用方法について各家庭でよく話し合うこと。

4. 飲酒、喫煙、深夜徘徊の禁止について

- ①未成年者喫煙禁止法、飲酒禁止法により、未成年者の喫煙、飲酒は法律で禁じられている。
- ②成人者も校内外（学校周辺を含む）での喫煙は禁止されている。
- ③高校生の深夜徘徊を禁ずる。事件事故や問題行動へも大きく関わることから、「沖縄県青少年保護育成条例」で午後10時～午前4時までの外出は禁止されている。

5. オートバイ通学の許可願について

- ①通学は徒歩かバス通学を原則とする。但し、仕事や遠距離（8km以上）等やむをえない場合はオートバイ通学の許可申請をすることができる。
- ②オートバイ通学申請者は、車両任意保険への加入や、保護者の許可を得るなど申請基準を満たさなければならぬ。また、他の生徒の模範とならない行為があった場合は許可が取り消される事もある。
- ③オートバイ通学許可を受けた者は、他の者を同乗させての通学を禁ずる。（2人乗り完全禁止）
- ④必ず指定駐輪スペースに駐車すること。

6. その他

- ①盗難に遭わないように、貴重品を教室や更衣室等に絶対置かないように注意し、自分で管理すること。
- ②午後10時以降のアルバイトは禁止とし、深夜徘徊もしない。未成年者は午後10時以降の外出は条例で禁止されている。
- ③生徒は身分証明書を常に携帯すること。
- ④服装は基本的に自由ですが、勉強をするところなので、高校生としてふさわしい格好を心がける。
※ 派手な服装や見苦しい格好及びスリッパ・サンダル等での登校はしない。
- ⑤その他、一般的な社会常識に沿った行動を心がけること。